

関市利用者負担額基準額表

0歳～2歳 (4月1日時点)

各月の初日時点における 子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額) (円)		備 考	
定	義	階 層	保育標準時間 保育短時間		
生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯並びに児童福祉法に規定する里親である保護者の世帯(以下生活保護世帯等という。)		第 1	H1 0	T1 0	○算定に用いる市町村民税の所得割額は税額控除前の額とします。 ○表中の市町村民税額は、4月～8月分については前年度の税額とします。9月～3月分については当年度の税額とします。
生活保護世帯等を除く市町村民税非課税世帯		第 2	H2-2 0	T2-2 0	
市町村民税均等割課税世帯及び所得割合算額が48,600円未満の世帯		第 3	H3-2 9,700	T3-2 9,600	
市町村民税所得割合算額の区分が右欄に該当する世帯	48,600円以上 97,000円未満	第 4	H4-2 16,500	T4-2 16,200	
	97,000円以上 169,000円未満	第 5	H5 26,700	T5 26,300	
	169,000円以上 301,000円未満	第 6	H6 39,600	T6 39,000	
	301,000円以上 397,000円未満	第 7	H7 52,000	T7 51,200	
	397,000円以上	第 8	H8 65,500	T8 64,500	

※子どもの属する世帯が、第3または第4階層(のうち所得割合算額が77,101円未満)と認定された世帯であっても母子世帯等に該当する場合には、次の保育料となります。

次に掲げる世帯で、申し出があった場合

- ①母子世帯・父子世帯
- ②在宅障がい者(児)のいる世帯
- ③市長が認めた世帯

階 層 区 分	利用者負担額(月額) (円)	
	保育標準時間	保育短時間
第3階層	H3-1 4,500	T3-1 4,500
第4階層のうち所得割合算額が77,101円未満	H4-1 4,500	T4-1 4,500

※同一世帯に2人以上の子どもがいる場合は、2人目以降の子どもの利用者負担額は無料になります。

保育所等の同時利用にかかわらず、生計を同一にする18歳未満(年度途中で満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間)の兄又は姉がいる場合は、保育料は無料になります。